



環境省報道発表

令和4年10月14日（金）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陽性確定、福井県南越前町（野鳥国内3例目））

<福井県同時発表>

1. 福井県南越前町で令和4年10月11日（火）に回収されたハヤブサ1羽の死亡個体（衰弱状態で保護され、その後死亡）について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、令和4年10月14日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズン福井県内では初（国内では3例目）の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例となります。
3. 引き続き全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査の強化を継続します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治
室長補佐：村上 靖典
専 門 官：庄司 亜香音
担 当：兼松 賢人

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報			簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視 重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	回収数	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 3例目	10/11	福井県	南越前町	死亡野鳥	ハヤブサ	1	10/12	陰性	10/14	H5 亜型 高病原性 鳥インフ ルエンザ	10/14

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

令和4年10月から高病原性鳥インフルエンザ発生時の公表方法を変更しました。具体的には、各都道府県内でのシーズン初確認の場合のほか、国内希少野生動植物種での発生等、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の案件等は環境省ホームページに発生状況を随時掲載することとします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)



環境省報道発表

令和4年10月17日（月）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陽性確定、北海道別海町（野鳥国内4例目））

<北海道同時発表>

1. 北海道別海町で令和4年10月8日（土）に回収された糞便について、北海道大学で遺伝子検査を実施したところ、令和4年10月17日（月）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズン北海道では初（国内では4例目）の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例となります。
3. 引き続き全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査の強化を継続します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治
室長補佐：村上 靖典
係 長：福田 真
担 当：河邊 健

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報			簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	回収数	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 4例目	10/8	北海道	別海町	糞便	カモ類	105 (うち5サンプルで検出)	-	-	10/17	H5 亜型 高病原性 鳥インフル ルエンザ	10/17

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

令和4年10月から高病原性鳥インフルエンザ発生時の公表方法を変更しました。具体的には、各都道府県内でのシーズン初確認の場合のほか、国内希少野生動植物種での発生等、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の案件等は環境省ホームページに発生状況を随時掲載することとします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)